

令和5（2023）年度 高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金（公立）） 申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。

（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等

■ 1. 支給対象 ■

令和5（2023）年7月1日時点で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等 です。

- (1) 保護者等（原則として父母）が栃木県内に住所を有すること
- (2) 公立の高等学校、高等専門学校（第3学年まで）等に在学する高校生等がいること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていること（以下、「生活保護受給世帯」という）
 - イ) 保護者等全員の令和5年度（令和4年所得分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること（以下、「県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」という）

【注意事項】

- ※ (1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。
- ※ (3) イ)に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が0円となっている場合のみならず、1～99円の場合も該当します。（100円未満は切り捨てにより非課税となるため。）
- ※ (3) イ)に関して、令和5（2023）年1月1日時点で保護者等（全員又は一部）が国外に在住していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割が確認できない場合は対象外です。
- ※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は対象外です。
- ※ 高校生等が7月1日時点において休学している場合は対象外です。ただし、当該年度の10月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は7月1日です。）

■ 2. 高校生等一人当たりの支給金額（年額） ■

区分番号	世帯区分		支給額
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等（高等学校等専攻科（以下「専攻科」）に通う生徒は除く。）		32,300円
②	県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	50,500円
③		第1子	117,100円
④		全日制定時制 第2子以降 ア 2人目以降※ ¹ イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる※ ² ウ 世帯に②（通信制又は専攻科）に該当する兄弟姉妹がいる	143,700円

※1 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている2人目以降の高校生等

複数の高校生等を扶養する世帯における③、④の区分は、必ずしも「兄・姉」が③、「弟・妹」が④に限定されるものではなく、いずれか1人については③の区分とし、その他の者については④の区分となります。同様に、双子もしくは三つ子以上の場合、「兄・姉」と「弟・妹」の別を問わず、1人については③の区分、その他の者については④の区分となります。

※2 県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等

15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の年齢については、認定基準日（7月1日）における年齢で判断します。

■ 3. 支給の申請 ■



給付金の支給には**申請が必要**です。

支給申請書（別記様式第1号（その1）又は（その2））に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

在籍する学校	提出先	提出期限
① <u>栃木県内</u> の高等学校等	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
② <u>栃木県外</u> の高等学校等		
(ア) <u>隣接県協定の該当校</u>	<u>在学する高等学校等</u>	学校の指定する日
(イ) (ア)以外	栃木県教育委員会事務局教育政策課 企画調整担当 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 (TEL:028-623-3354) *持参する場合 栃木県本町合同ビル（宇都宮市本町3-9）4階 教育政策課の窓口まで（8:30~17:15）	9月15日 (消印有効)

* 申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）

区分番号	世帯区分	所得の確認書類	扶養の確認書類	在学の確認書類	給付金の支給口座の確認書類	その他
①	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書【注ア】	なし			
② ③ ④	県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯	県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等【注イ】 又は 個人番号カードの写し（専攻科に通う生徒は不可）【注ウ】 （保護者等全員分）	健康保険証の写し【注エ】 （対象となる高校生等が全日制、又は定時制で、かつ、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等を含む該当者全員分） ※上記に該当しない場合は、健康保険証の提出は不要。	在学証明書【注オ】 （県内高校、隣接県協定該当校は不要）	口座届出書及び通帳の写し【注カ】	個人対象要件証明書（専攻科に通う生徒のみ。）【注キ】 委任状（栃木県内の県立高等学校生徒のみ。ただし、学校徴収金に未納がない場合は不要）【注ク】

【注意事項】

- (ア) 7月1日以降の発行日のもの。
生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。
- (イ) 令和5年度（令和4年所得分）の県民税・市町村民税所得割が非課税である旨を確認できるもの。
県内高校に在学している場合は、原則として添付不要です。

※ただし、授業料無償判定のための届出書（7月提出・「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書）に添付する課税（非課税）証明書等を、父（母）が他方の扶養に入っているとして省略した場合は、省略した方の課税（非課税）証明書等を添付する必要があります。

- (ウ) 個人番号カードの写しは、保護者等全員分が必要ですが、授業料無償判定のための届出書にマイナンバー関係書類を添付している場合は、その分の提出は不要です。また、申請者が持参又は郵送にて提出する場合は本人確認書類の提出が必要です。
- (エ) 次の場合は、健康保険証の提出は不要です。
 - ① 対象となる高校生等以外に、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合
 - ② 対象となる高校生等が通信制に在籍している場合
- (オ) 県内の高等学校、隣接県の茨城県・群馬県・埼玉県高等学校に在学している場合は添付不要です。
- (カ) 口座届出書は、別添のとおりです。原則として申請者（保護者等）名義の口座にしてください。名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。
- (キ) 当該生徒が専攻科支援金を受給していない場合でも、専攻科の生徒への修学支援事業の補助要件を満たすかどうかについて確認するため提出してください。

- (ク) 栃木県内の県立高等学校に在籍する高校生の保護者で、学校徴収金に未納がある場合に、給付金を未納分に充当することを学校長に委任するものです。学校の指示により御提出願います。

■ 4. 支給の方法等 ■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を送付します。（12月上旬～下旬予定）

給付金の支給は、12月下旬～1月中旬を予定しており、口座届出書に記載された口座に振り込みます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

■ 5. 申請書記入上の注意 ■

申請書記入に当たっては、記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上、記入してください。

■ 6. 留意事項 ■

- ア 高校生等が、過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）及び専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

栃木県教育委員会事務局 教育政策課 企画調整担当

電話 028-623-3354 （平日：8:30～17:15）